平成２７年（フ）第１０５号
青森県八戸市大字田向字冷水30番地１、前住所青森県八戸市下長４丁目４番４―31号　県営住宅
債務者　上條　桂子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
福島県郡山市昭和１丁目２番５号　平田コーポ２―201号
債務者　鈴木　曉子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
茨城県石岡市須釜99番地
債務者　**廣**瀬　正弘
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６９８号
神戸市北区谷上西町27番２―203号、従前の住所神戸市北区緑町７丁目３番11―907号
債務者　小林　真代
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７６号
神戸市北区松が枝町１丁目１番地の48　203号
債務者　柏岡　朋子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１号
兵庫県朝来市和田山町比治260番地
債務者　笠垣　一子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地16棟40号
債務者　**槍**原　隆行
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７７号
愛媛県伊予市宮下753―５、住民票上の住所愛媛県松山市堀江町408番地１　レオパレスグレーシー堀江209号
債務者　成瀬　康二
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８２号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田578番地の１
債務者　岡本　伸一
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８９号
宮崎市橘通西４丁目２番29号　ＭＴビル402号、前住所宮崎市大**塚**町樋ノ口1898番地　第３サンフローラルハイツ405号
債務者　岸田　聖司
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４４号
宮崎県日南市大字益安3290番地　中田方
債務者　日髙　敏典
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第４６号
宮崎県串間市大字西方9035番地３　県営ひばりヶ丘団地　Ｂ―302
債務者　奥田　俊満
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第６２号
福島県郡山市小原田５丁目20番19号　ファインビュー郡山107号
債務者　田﨑　春美
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
石川県加賀市山代温泉東山町17番地１　松風荘１号
債務者　冨田　聡子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２１７号
長野県安曇野市三郷明盛1753番地３
債務者　小林美津江
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５９号
長野県岡谷市赤羽２丁目４番１―506号　市住学ヶ丘506号
債務者　前澤　静美
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１１２号
山口県下関市新垢田西町４丁目１番〇―502号　県営住宅
債務者　中山　　惠
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係